

猿橋宿市場開設歎願書より「いれ」に対する上野原宿の反対意見

【寛政度猿橋宿新規市願出に付願書並上野原宿返答書、御奉行所御請証文】

A 猿橋宿の歎願書（寛政三年）

乍恐以書付奉願上候

猿橋宿市の義先規の通相立度奉願上候處谷村上野原宿より彼是難儀の筋申立差障り候に付願止に可仕段情々御利害被仰聞去冬差上候願書御下被下承知奉畏候得共猶又私共奉願上候趣旨左に奉申上候

一体郡内領之義は其土地の商人のみにて賣買仕候得は諸色直上の砌曆然高直に罷成他國の穀物等致下落候逆引別可仕市場無之百姓一同難義至極仕候依之私共願之通市場被仰付被下置候はゞ自然と他國の商人入込絹細等も日に増買手多く相成其上諸色明白に相分候義と難有仕合奉存候然る處兩村の商人不勝手故種々申立差障候哉と乍恐奉存候勿論賣買申にては御座有間敷候得共今般差障候程猶更歎敷此段御賢察被成下行々百姓相助候様奉願上候且又此節御上様にも御仁政に被爲思召諸色直下けの致方趣段申上候様被仰渡趣奉承知候に付猶又乍恐奉申上候都て少々の穀物等調度節も谷村上野原迄は里數六七里づゝ相距り候に付路用等相掛絹細持出し賣仕候にも同様にて難儀仕候右に付無是非商人持絹無據絹細直安に賣掛候も間々有之又は市日に賣渡し金子差詰候砌は實物に入置乍存利分費年増百姓衰微仕候故再往願上候義奉恐入候へ共近鄉村々共一同難儀仕候間不得止事又候御訴訟奉申上候何卒御慈悲を以書面申上候通の聞召被爲分願之通り市場被仰付諸色相糺し賣買仕様被成下度別紙寫を以て申上候通り近鄉村々共一同奉願上候間右願之通り仰付被下置候はゞ百姓一同御救と難有仕合奉存候以上

猿橋宿

問屋 利右衛門

年寄 半兵衛

寛政三亥年六月

百姓代 五次右衛門

谷村御役所

B 上野原宿の意見書

乍恐以書付奉申上候

一、猿橋宿新規に市立仕度段御願申上先達も郡中村々差障り有無之趣申上旨被仰渡其砌も近邊にて市立仕候義決て不相成趣情々御答申上候處猶又此度御願申上候に付返答被仰付左に奉申上候

一、猿橋宿先規の通り市場相立度段奉申上候義私共一向難心得奉存候尤是迄無怠慢市場取續罷在候はゞ先規と可申立筋も有之候へ共先年市場と申槌成證據にても所持仕候哉私共一向承及不申縱令先年左様の譯に有之候逆も中絶仕候得は先年規矩は破滅に相成候義故新規に相違無之存候先規市場と申立候義心得違に御座候

一、郡内領の義は其土地の商人計りにて諸色賣買仕候へは時の相場明白に不相分市場相成候得は絹細買手多相成諸色相場も明白に相分り可申段申立候義誠に相違無御座左様仕候得ば纔郡内領二萬石之場所にて土地狹故夫れ丈減衰仕上野原宿市場は絹細買手少く相成諸式相場等も自然と取締無之萬事猿橋と引替り難儀に相成候は曆然の義にて是迄取續候家業相衰ひ御運上の手當にも差支候義に付先達も差上候御答書付之通御座候得ば商人計り難儀と申

節には無之上野原宿内は勿論近邊三里四方の難儀に相成候義に御座候其上へ賣へ買と申にても有之間敷候得共差障り候義歎敷存候段申上甚奇怪至極に奉存候畢竟左様の不埒成義無之爲めの市場にて年々御運上も差上候所御上様をも不奉恐卒爾なる義と乍恐奉存候

一、諸色直下の致方手段御答に付米穀調候節上野原宿谷村迄は里數六七里宛も相隔り路用等多分に相掛り難儀仕候段申上候得共猿橋宿より上野原宿へ道法五里内谷村三里程有之双方共に其日日歸りに相成候場所に御座候處近年は相州米直段引合不申候に付當時上野原宿は勿論相州吉野宿與瀬宿のもの迄皆々猿橋にて買取申候て右宿へ賣候義決て無之候得ば路用等難儀仕候様申候義偽り事に御座候將亦絹紬等賣候に都合惡敷御座候迎も先規市場に無之候て數年來相濟候場所に付當年より急に難儀と申筋有之間敷奉存候右之次第に御座候者猿橋宿強て御願申上候に於ては何方迄も罷出御訴訟可仕候右御尋に付少も相違不申上候以上

寛政三年亥

上野原宿

役人 總代問屋

傳 右衛門

百姓代

久 四郎

谷村御役所

差上申一札之事

一、私共義猿橋宿市場再興之儀去子年中御支配御代官江川太郎左衛門様御役所へ願出御吟味之上不被及御沙汰段被仰渡御座候處猶又同様の儀奉願上當 御奉行所へ御差出に相成私共並差障り申立候上野原宿兩谷村の者共へ一同御吟味御座候處兩谷村の儀猿橋同様市場相立候は、外に差障り候筋は無之旨申上且又上野原宿の者共は困究の村柄を申立先年市場相願候事故私共村方へ新市場相立候ては上野原宿衰微に可及旨品々差障りの趣申立候共寛保二戌年上野原宿市場相願候節も其以前市場有之一旦中絶致し再興の趣には申立候得共聰と致候証據書物等も無之困究の村方にて農業計りにては取續兼候故市場御願申上候義に付願之通被仰付候趣に候得共此度私共御願申立候段は筋合如何に付敢て御取用にも難相成格別の御趣意を以て私共村へ市場被仰付候は、可申立筋は無之筈の義に御座候へ共當時の姿にて數年仕來候義にて上野原宿の者共段々相歎候趣も無餘儀被思召年來の仕來を御改被爲成候義は不易の儀に付先此度は私共願の趣不被及御沙汰段被 仰渡承知奉畏候依之御請証文差上申處如件

寛政五丑年六月廿二日

江川太郎左衛門御代官所

甲州都留郡内領猿橋宿

年寄九右衛門頼に付 與 右 衛 門

外二十五ヶ村總代

畑倉村 治 右 衛 門

御 奉 行 所

前書 被仰渡之趣私共義も一同罷出奉承知畏候依之奥書を以て申上候以上

江川太郎左衛門御代官所

甲州都留郡上野原宿

問屋總代 傳 右 衛 門

百姓總代 久 四 郎

同州同郡上谷村

年寄 儀 兵 衛

下谷村

年寄 與五左衛門

D 猿橋宿他二十六ヶ村連名の「売買所人立」歎願書

乍恐以書付御慈悲奉願上候

郡内領之内、式拾六ヶ村惣百姓村役之もの共、  
同郡猿橋宿百姓宿役之もの共、奉申上候。

一、郡内領都合村数百拾壹ヶ村、往古御高一万八千石、秋元但馬守様御領地ニ相成、其後度々御改有之御高式万八百石余ニ相成、外小物成浮役臨時物御運上、左之通ニ御座候。

浮役臨時物

一、桑束 一、漆束 一、薪 一、干草 一、木草棒 一、藁

一、渋柿 一、炭木 一、太布

御運上物

一、絹袖 一、茶運上 一、茶札 一、棒手札 一、鮎川 一、大工

一、桶結 一、鍛冶 一、木挽 一、狐師 一、鹿威

右之通、毎年九月十五日を極月限り御上納致来り申候。其外余国と違ひ、渡世柄ニて、入用等相掛り中ニ百姓男女共昼夜聊之障を費候ても御年貢御運上等之差支難渋仕候土地柄ニ御座候。殊更田畑ニて穀物取上りも、其村々ニ寄り甚薄ク、別て山付之村方は霧深ク御座候ニ付、作物出来方年毎不足仕候故、蚕並織替之助成を以御年貢外御運上物等御上納仕余分之処万事暮方ニ仕候得とも、織物計ニてハ暮兼候処、右体之もの共儀は、女は織物仕、男は農業之間薪切出し又ハ其時之山中ニ有之候蕨独活野菜等持出し売払、穀物相調、葛草薺おしよ路ニ相雜せ村ならの突を食し、露命相続き候もの数多御座候。依之、売買直段之高下而已ニて百姓之

豊凶ニ相成申候。然ニ、右売買仕候場所都合宜ク無之、上野原六才市<sup>1)</sup>并任用仕候ニも、村々ニ寄七八里宛隔り候故、右市場へ持出候ニも遠路故、無抱持出候ても其日之賄ニも足り不申、勿論市日ニ出候ニは、前夜を立仕翌終日致并任用又々夜通帰り候事ニて、農業も相成不申、谷村へ持出売買仕候ニも、右同様ニて村々ニ願し道法三四五里宛隔候事故、年中障を費し候故、自然と家職ニ後レ、年増困窮相重り、寔ニ入山之村方へ風雨等統候節突々及湯命候事時々御座候。殊ニ老衰又は病身なるもの共ハ別て暮兼、織物渡世仕なから一衣之手当も無之、極寒ニは焚物而已ニて相凌ぎ、余国を見候ては一向人里之姿ハ無之、是と申も、畢竟市場道法り遠ク、年中無益之障を費し家業ニ後レ候事故ニ御座候。

一、右市場売買之儀、余国と違ひ、四季之相場書御上様え差上急度相定候事無之、所限り市場之商人相談之上直段高下取極メ候事故、毎年御年貢御上納又は蚕仕入時いつれ百姓之金錢手詰り候節を見懸、織物直段格別ニ引下ケ申候故、売払候ても一向元手ニも引合不申候得共、差掛り致方無之無抱売払申候。谷村へ持出候ても、右同様ニて、谷村近郷二三里隔り候処之商人共内寄合仕、当年ハいつれ之相場立ニ相定、抜買致候商人又ハ初買ニ付候直段難渋仕候家々えは、申合一切立寄不申、手詰之直段相極メ其上買初メ仕候得共、最寄市場有之候節迄ハ、京大坂江戸尾張其外国々店方へ仕入方数多入込、座ニて坪方<sup>4)</sup>直買ニ相成候得は、織物格別直段等も高下も有之間鋪事ニ及承り候。右体仕合故、余国之相場乍存磨然之損毛仕候。依之、困窮之百姓、無是非年々御年貢納メ月及延引候得は、無余儀御

寛政年間の猿橋市市場開設運動の一面を示す文書であるが、十八世紀末頃の猿橋近郷村々の経済的な営みや位置・動向を知る上でも欠かせない貴重な史料である。

猿橋を含む近郷村々二十七カ村が、猿橋宿に市場を建てなければやっていけないわけを、切々と書いている。この市場立ての嘆願は、二年前の寛政三(一七九二)年が初見で、そのとき谷村・上野原の二カ村の異議申立により不成功に終わった。が、代官所としては多分に理解を示していたこともあって、四・五・六年と引続き代官所及び幕府勘定奉行所に運動を行なった。

この史料は、時の老中松平定信に駕籠訴(幕府の高官や大名が駕籠で通るのを待ちうけて直訴すること)を行なった上で、奉行所へ出した嘆願書である。次善の策としての「売買所人立て」願いである。

もともと市立ての理由とするとところは、(一)市場がないことによる絹袖や米穀の相場上の不利、(二)上野原(当時唯一の公認の市場があった)・谷村への遠距離、(三)猿橋が秋元氏の藩政期に市場があったこと、の三点に要約できよう。上野原と谷村は、これらの理由について反論し、もし猿橋に市場ができれば自分の村が衰微するとの理由で、反対していた。

各々宿預ケ被仰付候へ、谷村宿屋にて一日ニ宿賃錢貳百五拾文宛相払候事故、猶猶困窮ニ相成難立行百姓多出来仕候。

一、風雨等引統キ人馬通路薄御座候節へ、縦え前方何程下直ニ買入置候ても、俄ニ直上ケ仕、尤メ売と申程ニ無御座候得共、市場一体両谷村其外え少々宛村柄ニ寄商人御座候処へ、右体之趣ニ相成候得は、右段申上候兩所六七里ツ、出候事故、重て之障を厭ひ、少々にて相調え敷キ恨ミ罷歸申候。是等之難渋甚々百姓之痛ニ相成申候。然レ共、別ニ直段引合候市場無之、致方無御座候ニ付、年々相敷キ外々え直段引格ニ相成候市場立候様ニ奉願上度催而已申居候得共、困窮故人々障を費し候を悲ミ相延置候処、去ル卯年凶作以来別て窮迫ニ相成候故、不得止事を百姓共色々工夫仕、先年宝永年中秋元但馬守様御領地之節へ、猿橋宿ニ市場相立候故、伊豆駿河相州甲府多ク穀物等附ケ込候て、一体ニ諸色下直ニ相調え、絹袖等も諸国多買出シ之商人多入込候故、相成直段ニ売払、彼是百姓之勝手ニ相成暮シ能ク御座候故、数々御運上もの等被仰付候ても無遅滞御上納仕候事共申伝え候。其後猿橋宿焼失仕候ニ付、衰微致市場も退転仕候故、諸国多穀物等送り不申、已難儀仕候。此儀は、見聞共ニ明白成事ニ御座候。

右之仕合ニ御座候間、何卒古来之通り猿橋宿ニ立掃り市場被仰付候様ニ、猿橋宿近郷貳拾六ヶ村宿場一同、谷村御役所様え御願申立候処、御役所様にて御勘弁被成下、郡中村々故障之儀御尋御座候処、右百拾六ヶ村内上野原谷村而已にて、残百九ヶ村一同悦申候旨申上候。右兩村差障候旨申上候得とも、御憐愍を以江戸御代官所江川太郎左衛門様迄御差出被下候処、御取上被下、段々被遊御賢慮、未末百姓之救ニも相成筋ニ被思召、則、御奉行所様え御願被下置候得は、柳生主膳正様御取上御札被遊、以御憐愍右障申上候上野原宿兩谷村とも御呼出御利害被仰聞候得共、何分障り申旨再三申上候ニ付、種々御憐愍之思召にて右障り候市場え致私談候様被仰付、誠ニ御慈悲之思召難有御請申上、早速上野原最奇之村役人を相頼、私談申入候得共、年々御運上差上候事共彼是申立、何分承知不仕候ニ付、色々懸合、和熟致具候へ、御運上永々之儀貳拾六ヶ村にて助合可申と申入候得共、一円得心不仕候故、右之趣御奉行所様え申上候処、無余議事ニ被思召、先此度は願之筋不及御沙汰旨被仰渡、則御請証文奉差上、早速帰村仕村々え申聞候処、一同奉恐入候。然処、廿六ヶ村其外村々又々一同相敷キ候は、是迄上野原市場谷村共直

段等前番ニ申上候通ニ御座候処、此度猿橋宿市場再興之御願御差留ニ相成候へ、猶々メ売メ買ニ被致候ても致方無之候得共、日ニ増シ百姓身詰リニ相成候は眼前之儀ニ乍恐奉存候ニ付、何卒為御救之以御慈悲猿橋宿え往古之通商人入込売買所ニ仕度、尤日限之儀は、他國近村之商人百姓対談を以其時々相定候趣にて売買仕度奉存候。左様候得は、自然と諸國えも相聞、穀物等送り入候得は、品数多ク相成、直段等も格別下直ニ相成、百姓共勝手ニ相成申候。且絹袖売払候にも、諸國多買入も入込候得は、四季ともニ直段不相成之儀有之間鋪候。殊ニいつれも出候にも道法費も無之、上野原宿谷村共ニ他國引合其外村々之商人迄も所々見合売買可致候間、自諸國之相場ニ順シ廉直之売買ニ相成可申候。左様候得は、百姓共自然と辭候氣も無之、農業之勵ニも相成、朝夕暮安取統候間、不願恐も奉願上度、左之村々一同奉申上候。何卒以御慈悲前書奉申上候通り、猿橋宿にて売買所人立被仰付被下置候へ、大小之百姓共御教ニ相成、難有仕合奉存候。右願之通り被

なおこの市立ての運動には、連名している二十七ヵ村だけでなく、鶴川・四方津などの上野原近郷の村、大月市地域ではあるが初狩・黒野田などの谷村近郷の村を含め現在の太月市のほぼ全域にわたる村々が加わった。この市立願いは当時は結局許可されずに終わったが、明治七（一八七四）年の猿橋市場開設の歴史的な前提をなすものとして興味深い。

(1)一・六（一日と六の日）に開かれていた。

(2)谷村には大きな絹問屋が何軒もあり、また谷村やその近村に多くの絹買商人がいた。兩者の結びつきは密接である。

（参照史料一九九）

(3)入込商人のこと。都市の呉服問屋などの手代が直接生産地に仕入にいくこと。

(4)絹袖を織出している農家（織屋）を商人の側から呼んだ呼称

(5)市場がなくなること

(6)さしつかえ

仰付被下置候へ、難有仕合奉存候。以上。

江川太郎左衛門御代官所

甲州郡内領猿橋宿

寛政五丑年七月

惣代 年寄 奥右衛門

同郡村々惣代

畑倉村 治右衛門

右貳拾五ヶ村

小 沢 村	朝日小沢村	藤崎村	小 篠 村
上 鳥 沢 村	下 鳥 沢 村	袴着村	宮 谷 村
戸 野 上 村	下 和 田 村	葛野村	林 村
奈良子村	瀬 戸 村	駒 宮 村	浅 川 村
奥 山 村	畑 倉 村	岩 殿 村	浅 利 村
強 瀬 村	駒 橋 宿	大 月 宿	田 野 倉 村
井 倉 村			

外 村 々

村名は一列であるが四段にした。田野倉、井倉の二村のほかは、みな、大月市地域の村である。

前書之趣、当十七日松平越中守様之御駕御訴訟奉申上候処、右願之儀は、其掛り之幾度も可願出旨被仰付候ニ付、奉恐入候得共、最早当秋納之儀も出来御初納も

無程相成候得共、前書奉願上候通、何事以御慈悲ヲ売買所人立被仰付被下置候様、一同奉願上候。以上。

江川太郎左衛門御代官所

甲州都留郡猿橋宿

寛政五丑年七月

惣代 年寄 奥右衛門

同郡村々惣代

畑倉村 治右衛門

御奉行所様